

労災保険の事業の種類に係る検討会

報告書(案) 目次

第1部 はじめに

第2部 業種の区分に係る検討

- 第1 現状
- 第2 課題
- 第3 主な意見等

第3部 製造業における業種の区分に係る検討

- 第1 現状
- 第2 課題
- 第3 主な意見等

第4部 事業の細目(総論)の検討

- 第1 現状
- 第2 課題
- 第3 主な意見等

第5部 事業の細目(個別)の検討

- 第1 現状
- 第2 課題
- 第3 主な意見等

第6部 今後の業種の区分等のあり方

- 第1 業種の区分数
- 第2 業種の区分の再編
- 第3 製造業の業種の区分の再編
- 第4 事業の細目(総論)
- 第5 事業の細目(個別)

労災保険の事業の種類に係る検討会 報告書

第1部 はじめに

本検討会では、①事業の種類(以下「業種」という。)の区分を見直すための基本的な方針、②製造業に係る業種の区分の整理、③「事業の種類の詳細目(以下「事業の詳細目」という。)の再編等を検討した。

第2部 業種の区分に係る検討

第1 現状

1 労災保険の適用事業場・労働者数は、平成23年度末時点で約259万事業場、5,172万人となっているが、業種の区分数は、平成18年度に通信業、卸売業・小売業、金融業等の3業種を「その他の各種事業」から分離・独立し、平成22年1月には「船舶所有者の事業」を新設し、55に区分して、労災保険率を適用している。

産業の分類で、業種の区分数を見るに、林業で1、漁業で2、鉱業で5、建設事業で8、製造業で25、運輸業で4、電気等の事業で1、船舶所有者の事業で1、その他の事業で8となっている。

2 業種の区分は、

- ①労働災害防止のインセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や労働災害の種類類似性、労働災害の発生頻度や重篤度、業界団体の組織や取組の状況
- ②保険集団としての規模が大きくなるほど、収支が安定するので、保険財政の観点から、保険集団としての規模の状況
- ③どのような保険集団を一つのまとまりとするかという保険技術上の観点から、日本標準産業分類に基づく分類の改定の状況等を勘案して、産業構造の変化に応じて見直している。

3 平成18年度における業種の区分の見直しは、

- ①産業構造の変化によって、保険規模の大小の差が著しかったこと
- ②業種の区分は、労働災害の発生率の高い製造業、建設業等では細分化されているが、サービス業を中心とする第3次産業では比較的大括りとなっていたこと
- ③「その他の各種事業」では、適用事業場数が半数以上を、適用労働者数が6割を占めていたことから、次の見直しの基準により行っている。

- ①事務従事者割合の比較的高い業種を分離すること
- ②災害率、保険集団としての規模等を考慮すること
- ③日本標準産業分類（大分類）に対応すること

なお、「その他の各種事業」から、「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「金融業、保険業又は不動産業」を分離・独立したが、それら3業種の各労災保険率は、平成24年度以降の「その他の各種事業」と比較して、 $\pm 0.5/1,000$ の差しかない。

4 平成18年度以降においても、「その他の各種事業」のように、平成23年度末時点で適用事業場・労働者数が、82.5万事業場・1,842万人と大きな保険集団も存在している。

5 平成19年度末から平成23年度末までの5年間に、適用事業場数は全産業で1万事業場が減少している。

その変化の特徴は、新しい形態の産業が出現している「その他の各種事業」で4.1万事業場が増加し、製造業で4.7万事業場、建設事業で2.4万事業場が減少したことである。

また、適用労働者数は、同5年間に全産業で158万人が増加しているが、「その他の各種事業」では196万人も増加している。

6 新規受給者数(平成23年度)は、全産業で54.5万人であり、新規受給者数が多い順(上位5位)では、

「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」が13.4万人、「その他の各種事業」が12.7万人、「建築事業」が4.2万人、「貨物取扱事業」が3.2万人、「食料品製造業」が2.5万人

新規受給者数が少ない順(下位5位)では、

「原油又は天然ガス鉱業」が16人、「石灰石鉱業又はドロマイト鉱業」50人、「鉄道又は軌道新設事業」が87人、「たばこ等製造業」が241人、「陶磁器製品製造業」256人となっている。

7 労災保険財政検討会(以下「前回検討会」という。)の最終報告では、

- ①保険集団が小さいと、保険を安定的に運営することが難しいこと
- ②小さい保険集団を安定的に運営するための理論として、信頼性理論では、事故件数が最低1,000件程度必要であることが報告されている。

同報告に基づき、年間(平成23年度)の新規受給者が1,000人未満の業種の区分を見ると、「原油又は天然ガス鉱業」(16人)など、20の業種の区分となっている。

8 業種の区分の平均的な保険規模を、
全産業の適用事業場又は適用労働者数／55(全業種の区分数)とすると、
全産業の適用事業場数 $2,588,607/55=47,065$ 事業場
全産業の適用労働者数 $51,718,059/55=940,328$ 人
となる。
平均的な保険規模よりも大きな業種の区分数は、適用事業場数では10、適用労働者数では9となっている。

9 最近では、平成10年度に「金属又は非金属鉱業」と「石炭鉱業」を、平成15年度に「木材伐出業」と「その他林業」の業種の区分を統合している。

10 平成23年度末における産業の分類毎に、業種の区分数、労災保険率、新規受給者数、適用事業場・労働者数を見ると次のとおりとなる。

(1) 林業

業種の区分数は1で、労災保険率は60/1,000となっている。
新規受給者数が4,423人となっている。
適用事業場・労働者数は1.5万事業場・7.1万人となっている。

(2) 漁業

業種の区分数は2で、労災保険率は20/1,000と最高40/1,000で倍の差となっている。

新規受給者数は1,342人となっている。
適用事業場・労働者数は4千事業場・3.1万人となっている。

(3) 鉱業

業種の区分数は5で、労災保険率は最低5.5/1,000～最高88/1,000で、「金属・非金属鉱業又は石灰鉱業」が突出している。

新規受給者数は1,269人となっている。
適用事業場・労働者数は3千事業場・2.2万人となっている。

(4) 建設事業

業種の区分数が8で、労災保険率は最低7.5/1,000～最高89/1,000で、「水力発電施設、ずい道等新設事業」が突出している。

新規受給者数は5.8万人となっている。
適用事業場・労働者数は59.8万事業場・430.9万人となっている。

(5) 製造業

業種の区分数が25で、労災保険率は最低2.5/1,000～最高26/1,000で、7.0/1,000では4業種、6.5/1,000では2業種、6.0/1,000では2業種が同率となっている。

新規受給者数は13.4万人と全体の4分の1を占めている。

適用事業場・労働者数は39.0万事業場・868.3万人となっている。

(6) 運輸業

業種の区分数が4で、労災保険率は最低4.5/1,000～最高16/1,000であるが、同率のものがない。

新規受給者数は3.9万人となっている。

適用事業場・労働者数は7.3万事業場・284.5万人となっている。

(7) 電気、ガス、水道又は熱供給の事業(電気等事業)

業種の区分数が1で、労災保険率は3.0/1,000となっている。

新規受給者数は757人となっている。

適用事業場・労働者数は2千事業場・16.0万人となっている。

(8) その他の事業

業種の区分数が8で、労災保険率は最低2.5/1,000～最高13/1,000で、2業種が2.5/1,000となっている。

新規受給者数は30.3万人となっている。

適用事業場・労働者数は153.8万事業場・3,656万人となっている。

(9) 船舶所有者の事業

業種の区分数が1で、労災保険率は50/1,000であるが、平成22年1月に新規に設定したばかりであったので、平成24年度の労災保険率の改定では見直さなかった。

新規受給者数は2,898人となっている。

適用事業場・労働者数は5千事業場・5.8万人となっている。

第2 課題

- 1 業種の区分数の多寡によって、どのような効果が生じるか。
- 2 業種の区分の見直しに当たって、どのようなことを基本的な方針とするべきか。

第3 主な意見等

○労災保険では、災害率により、業種を区分して、保険率を設定していること

の効果は分かるが、アスベストの一般拠出金は全業種一律の保険率となっている。災害率が高い危険な産業があるからこそ、日本全体の産業が成り立っているのだから、危険な産業の分の保険料を、ある程度、他の産業が負担するという考え方もある。

○保険集団の規模が小さいと、労災保険率が上下しやすくなる。

○業種の区分の検討に当たっては、労災事故の発生が1,000人というベンチマークが参考となる。

第3部 製造業における業種の区分に係る検討

第1 現状

1 平成19年度末から平成23年度末までの5年間に、適用事業場数が43.7万事業場から39.0万事業場となり、4.7万事業場が減少し、また、適用労働者数も921.9万人から868.3万人となり、53.6万人減少している。

2 業種の区分数は、平成10年度に「コンクリート製造業」が加わった以降、25で全産業(55区分)の約半数となっている。

3 年間の新規受給者が1,000人未満である業種は、「たばこ等製造業」(241人)など7業種となっている一方で、「食料品製造業」(25,176人)などでは、年間の新規受給者が1,000人以上となっている。

4 平成23年度末時点で、平均的な保険規模よりも大きい業種は、適用事業場数(4.7万事業場)では、「輸送用機械器具製造業」(5.6万事業場)、「金属製品製造業又は金属加工業」(5.5万事業場)の2業種のみで、適用労働者数(94万人)では、「電気機械器具製造業」(151万人)、「食料品製造業」(131万人)、「輸送用機械器具製造業」(118万人)の3業種のみとなっている。

以上のとおり、製造業では、平均的な保険規模よりも小さな業種がほとんどであるが、そのうちでも、「パルプ又は紙製造業」では(862事業場)、「非鉄金属精錬業」では(912事業場)と適用事業場数が極端に少ない。

5 第12次労働災害防止計画によると、製造業では、安全衛生活動に長い歴史と実績があると評価されている。

第2 課題

1 製造業のいくつかの業種を整理統合する場合には、どのようなことを基本的な方針とするべきか。

2 製造業の中にいくつかある保険規模が小さい、あるいは新規受給者が少ない業種の区分について、

- ① 労災保険率がほぼ同じ
- ② 作業態様や労働災害の種類類似性
- ③ 労働災害防止に係る業界団体の活動状況

等の観点から、統合できる業種の区分を、調査分析したところ、たばこ等製造業が食料品製造業と整理統合する案があるが、その案で妥当か。

第3 主な意見等

○たばこ等製造業が、独立した業種の区分のままとする特別な理由がなければ、小さな保険集団であるので、食料品製造業とたばこ等製造業を統合した方が良い。

第4部 事業の細目(総論)の検討

第1 現状

1 事業の細目は、現時点において、283に区分している。

産業ごと事業の細目数は、多い順に並べると、製造業が160、建設事業が41、その他の事業が32、運輸業が16、鉱業が14、電気等の事業が6、船舶所有者の事業が6、林業が5、漁業が3となっている。

製造業では、適用事業場数が39万事業場で全産業の15%であるのに、事業の細目数の割合が57%となっている。

2 事業の細目は、「労災保険率適用事業細目表」(昭和47年3月31日労働省告示第16号)で、事業の区分の内容及びその範囲を規定している。

したがって、ある事業が、どの事業の区分に該当するか判定するに当たっては、同細目表にあてはめることによって、自動的にその事業の労災保険率が定まることとなる。

3 「労災保険率適用事業細目表」において、事業の細目ごとに、4桁番号を付すことによって、

- ① 分離・新設すべき事業の区分(労災保険率の区分の新設)の情報
- ② 労働災害防止行政の推進に必要な労働災害に係る情報を得ることが可能となっている。

4 産業構造の変化に伴って、第3次産業に係る労災保険の適用事業場・労働者数が次のとおり変動している。

また、第3次産業である「その他の事業」の新規受給者の全産業における割合が、平成13年度に49.9%であったが、平成23年度には55.7%と増加している。

- ①「その他の事業」では、平成19年度末から平成23年度末までの5年間に、適用事業場数が147.9万事業場から153.8万事業場となり、6.0万事業場が増加し、また、適用労働者数も3,460.2万人から3,656.3万人となり、196.1万人増加していること
- ②「その他の各種事業」では、同5年間に、適用事業場数が78.4万事業場から82.5万事業場となり、4.1万事業場が増加し、また、適用労働者数も1,695.7万人から1,842.1万人となり、146.4万人増加していること
- ③経済センサス(平成21年)によると、情報サービス業が3.9万事業所・105万人、社会保険・社会福祉・介護事業が104万事業所・229万人となっていること

5 適用事業場数が少なくなっている事業の細目が存続していることによって、実務上、不必要な事業の細目が多く、区分が分かりづらくなっている。

第2 課題

- 1 事業の細目の再編の見直しに当たっては、どのようなことを前提とすれば良いか。
- 2 製造業の事業の細目を削減できないか。

第3 主な意見等

- 事故に係るデータの区分を、どこまで細分して保持するのかということ問題は、民間保険でも共通の問題であるが、事故の頻度、事故の大きさ(損害額)、及び事故の態様が追って分析可能となるように区分して収集・蓄積する必要がある。
- 製造業に係る事業の細目を再編しても、行政運営上、死傷病報告によって必要なデータが収集できるのであれば、その再編は、事業主側、行政側とも、事務コストの削減となる。
- 事業の細目の区分を改定するに当たっては、労災保険率の公平性と、新たな区分にスムーズに移行できるかということが問題となると思う。

第5部 事業の細目(個別)の検討

次の新たな事業の細目の範囲をどのように定義すれば良いか検討する。

- 1 情報サービス業

(1) 現状

日本標準産業分類の中分類では、情報サービス業とインターネット附属サービス業が該当する。

平成 21 年経済センサスによると、情報サービス業の事業所数は 38,752 事業所、雇用者数は 1,050,586 人、インターネット附属サービス業の事業所数は 5,924 事業所、雇用者数は 56,349 人となっている。

(2) 課題

労災保険財政検討会(以下「前回検討会」という。)において、情報サービス業を事業の細目として新設する方針が示されていることから、どのように新たな事業の細目の範囲を定義して新設すべきか。

(3) 主な意見等

○労働者が増加している医療・福祉・情報サービス業等について、情報を収集する意味では良いと思う。

○IT産業、高齢者の介護産業などの成長産業では、時系列で事故発生のトレンドが変わる可能性があるので、情報を蓄積することには意義がある。

2 医療保健業

(1) 現状

日本標準産業分類の中分類では、医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業が該当する。

医療保健業の適用事業場数・労働者数は、147,958 事業場・4,616,107 人となっている。

介護療養型医療施設(1,888 施設)及び介護老人保健施設(3,719 施設)のうち、それぞれの開設主体の 81.9%及び 74.3%が医療法人となっている。

(2) 課題

前回検討会において、医療保健業については、医療と福祉に分離して事業の細目を設定することが示されていることから、日本標準産業分類を参考として、新たな事業の細目の範囲をどのように定義すべきか。

(3) 主な意見等

○介護と医療とでは災害発生率が違うのではないかと思う。

○診療所と病院では過重労働の実態が異なると思うので、診療所と病院とに分けて、事業の細目を設定した方が良いが、その設定に当たっては、行政コストを勘案する必要がある。

3 認定こども園等

(1) 現状

幼稚園は教育業、保育所は医療保健業の事業の細目を適用している。

認定こども園^{*}は、平成 24 年 4 月 1 日時点で 911 施設あるが、事業の細目を

適用するに当たっては、単に名称だけでなく、どちらが主たる事業であるかを各施設などの実態を把握している。

なお、どちらの事業の細目であっても、労災保険率は双方とも 3.0/1,000 となっている。

幼稚園とは、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園をいう。(認定こども園を除く。)

保育所とは、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。(認定こども園を除く。)

認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園をいう。

(2) 課題

幼稚園、保育所、認定こども園という事業の細目を新設すべきか。

(3) 主な意見等

○労災保険を分かりやすくするため、認定こども園の区分を設定した方が良い。

4 洗たく、洗張又は染物の事業について

(1) 現状

「洗たく、洗張又は染物の事業」のうちクリーニング業には、次のような現状がある。

- ①平成 23 年度末時点で、「洗たく、洗張又は染物の事業」の適用事業場・労働者数は、4 千事業場・16 万人となっている。
- ②クリーニング業の取次店について、雇用形態や、労災保険における適用状況・事業の独立性を調査したところ、直営の取次店のほとんどが小規模店舗であり、事業の独立性がなく、労災保険関係の事務は工場部門と一体として取り扱われている。
- ③独立した保険集団(新設の業種)として扱うには、業種の区分の平均的な保険規模と比較して、十分の一の保険規模でしかなく、独立した保険集団としては小さい。
- ④クリーニング業の作業態様や労災保険率を勘案しても、他と統合できるような業種の区分がないこと
- ⑤労働基準法等では、クリーニング工場は製造業として取り扱われているが、日本標準産業分類では、取次店とともに「生活関連サービス業、娯楽業」に格付けられていることから、社会保険としての労災保険の区分は、国民にとっては、従来どおり、サービス産業の区分である「その他の各種事業」の方が分かりやすい。
- ⑥クリーニング業では、毎年休業 4 日以上の業務災害が年間 500 人前後発生しているが、業界として、労働災害防止の機運も高まっていること

(2) 課題

クリーニング業である「洗たく、洗張又は染物の事業」は、従来どおり「その他の各種事業」で良いか。

(3) 主な意見等

○クリーニング業の取次店は、同様の作業をやっていて、直営店かフランチャイズ店かによって、労災保険率が異なるということとなると、公平性という観点で問題があるので、現状まま据え置きが妥当ではないかと思う。

第6部 今後の業種の区分等のあり方

第1 業種の区分数

業種の区分の多寡により、次のような効果がある。

- (1) 業種の区分数が多いほど、区分ごとの事業のリスクが反映されて、より精緻な労災保険率が設定されること
- (2) 事業の区分数が少ないほど、
 - ①区分ごとの保険規模が大きくなり、保険財政が安定し、労災保険率の変動が少なくなること
 - ②被保険者にとって分かりやすく、業種の区分の仕方が簡便な制度となること
 - ③システムを開発する事務経費や、どの業種の区分に該当するかのあてはめ又は解釈する時間が軽減されること
 - ④労災保険が、社会保険として相互扶助する仕組みにより近づくこと

第2 業種の区分の再編

業種の区分の再編は、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成17年3月25日制定）を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきである。

なお、製造業以外の産業では、①業種の区分数が少ないこと、②産業の分類内の労災保険率に著しい差があることから、現状では、製造業内での業種の区分の再編を図るべきである。

(1) 業種の区分の分離

- ①その他の各種事業は、平成18年度の業種区分の再編以降も、適用事業場数の3分の1を占めているが、このような大きな保険集団を分離する時には、関係業界団体等の組織・活動状況が労働災害防止活動を期待できるような状況であること
- ②新たに分離した業種の労災保険率が、労働災害防止のインセンティブを事業主に喚起させるような労災保険率であること

(2) 業種の区分の統合

- ①労災保険率は、災害の重篤さも含めた災害率に該当するものであることから、統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること

- ②統合する対象の業種における作業態様が類似していること
- ③統合により、関係業界団体等の労働災害防止活動が停滞しないように、組織・活動状況を斟酌すること
- ④統合する業種の区分の対象に、小さな保険集団をできる限りなくすため、年間の新規受給者が1,000人未満の業種の区分が含まれていること
- ⑤統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること

第3 製造業の業種の区分の再編

製造業において、新規受給者数が少数、労災保険率が同等、作業態様が類似といった業種区分で、関係業界団体等の災害防止活動の現状を踏まえ、

食料品製造業とたばこ等製造業は、次のような現状であることから、両者を統合すべきである。

- ①たばこ等製造業における年間の新規受給者が241人、適用事業場数が2千と少数であり、労災保険率の改定のたびに保険率が上下を繰り返し不安定な状態であること
- ②労災保険率が平成21～23年度の間、食料品製造業が6.5/1,000、たばこ等製造業が5.5/1,000であったが、平成24年度以降、6.0/1,000で同一であること
- ③たばこ等製造業には、製茶業が含まれ、食料品製造業と作業態様が類似しているものもあること

労災保険率適用基準（抜粋）

食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）

この分類には、各種の飲食品、氷、動植物性肥料、飼料等の製造加工を行う事業が該当する。

なお、グルタミン酸ソーダ、食用アミノ酸等の化学的処理を伴う食料品の製造を行う事業及び食料品のかん詰、びん詰、つぼ詰、真空パック詰等を行う事業は、本分類に含まれる。

たばこ等製造業

この分類には、たばこの製造及びたばこ原料の製造を行う事業並びに茶の製造を行う事業が該当する。

第4 事業の細目（総論）

- 1 業種の区分が同じであれば、事業の細目がどれであっても、労災保険率が同じであり、事業主の費用負担には有利不利が生じないので、事業の細目を削減することによって、事業主にとっては、事業の細目を申告する手間が省けるなどの効果が認められる。

例えば、「食料品製造業」では、製造する食べ物の種類によって、11の事業の細目に振り分けているが、事業の細目がなくなれば、その作業が削減される。

2 製造業では、次のような現状があることから、原則として、製造業の事業の細目については、業種の区分数と同一となるよう再編すべきである。

- ①製造業全体として、保険規模が縮小している現状では、今後とも、新たな業種の区分を新設する可能性が低いこと
- ②事業の細目を160まで分類しているが、労働災害統計をそこまで分類して活用する例がないこと
- ③労災保険実務の簡素化につながること

なお、事業の細目を再編に当たっては、将来の事業の細目の設定や統合の効果を把握・分析するため、例外的に「その他の製造業」の事業の細目や、統合される業種の区分は、そのまま事業の細目として残すべきである。

第5 事業の細目(個別)

1 情報サービス業

情報サービス業については、日本標準産業分類の中分類のように二つではなく、一つの事業の細目として、次のとおり、新たな事業の細目を新設すべきである。

「情報サービス業」

この分類には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業の事業が該当する。

2 医療保健業

社会福祉・介護事業の労働人口が拡大していることから、労働災害防止の行政の推進に必要な労働災害情報を把握・分析するために、医療保健業から社会福祉・介護事業を独立させて、事業の細目を設定すべきである。

病院と診療所に係る労働災害の発生状況(労働者死傷病報告)を見ると、両者には差異があることが窺えるので、その内容を詳細に分析する必要があるが、一般的には、病院では多くの病床の入院施設を有し、診療所では外来診療を基本としており、労働災害の差異は、その医療機能の相違と考えられる。病院においても外来診察が行われ、有床診療所において入院施設を有していることから、現状では、医療業として一体で考えるべきである。(P)

医療保健業については、医療業と社会福祉・介護事業に分けて、次のとおり、事業の細目を設定すべきである。

なお、医療業と社会福祉・介護事業の業種の区分については、事業の細目を設定して、労働災害に係る情報を収集すべきであるが、両者の各施設では、次のような現状があることから、現段階では、両者の業種の区分を別々なものとして、労災保険率を設定することについては、慎重であるべきである。

- ①介護を行う施設である介護療養型医療施設及び介護老人保健施設において、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療も行

っていること

②介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の開設主体のほとんどが医療法人であり、医療業と社会福祉・介護事業が混在していること

「医療業」

この分類には、病院、療術業等の医療及び保健衛生に関するサービスを行う事業が該当する。

「社会福祉・介護事業」

この分類には、社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

3 認定こども園等

幼稚園、保育所及び認定こども園については、労災保険実務の簡便性と斉一性を確保するため、次のとおり、三つの事業の細目を新設すべきである。

「幼稚園」 この分類には、幼稚園の事業が該当する。(認定こども園を除く。)

「保育所」 この分類には、保育所の事業が該当する。(認定こども園を除く。)

「認定こども園」 この分類には、認定こども園の事業が該当する。

4 洗たく、洗張又は染物の事業

「洗たく、洗張又は染物の事業」は、次のような現状により、現状どおり、「その他の各種事業」として適用することが適当である。

①仮に「洗濯、洗張又は染物の事業」を「その他の各種事業」から分離・独立させた場合、クリーニング事業者直営の取次店のほとんどは事業の独立性がないことからクリーニング工場(洗濯、洗張又は染物の事業)の労災保険率が適用されるが、フランチャイズの取次店のみを行っている事業場は「その他の各種事業」となるので、同じ取次店でも、直営店かフランチャイズ店かで、業種の区分が相違することとなり、保険料負担の不公平が生じかねないこと

②労働基準法等では、クリーニング工場は製造業として取り扱われているが、日本標準産業分類では、取次店とともに「生活関連サービス業、娯楽業」に格付けられていることから、社会保険の性格も持つ労災保険の区分は、国民にとっては、従来どおり、サービス産業の区分である「その他の各種事業」の方が分かりやすいこと

なお、「洗たく、洗張又は染物の事業」は「その他の各種事業」の中では比較的災害率が高いことから、業界団体における労働災害防止活動を、さらに一層浸透させていくことが望まれる。

労災保険の事業の種類に係る検討会 参集者

(五十音順)

おかむら くにかず
岡村 国和 獨協大学 経済学部 教授

すずき ひろし
鈴木 博司 日本生命保険相互会社法人営業企画部 401k 年金推進部長
(年金数理人)

たけむら むねのり
竹村 宗哲 東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部 次長
(アクチュアリー)

やまだ あつひろ
山田 篤裕 慶應義塾大学 経済学部 教授

